

分譲の要件

1. 申込資格

自らが居住するための住宅を建築する方

2. 分譲条件

- (1) 美咲町民となり定住すること。
- (2) 公共下水道・農業集落排水に接続すること。

3. 申込受付

- (1) 美咲町住宅団地分譲申込書（様式第1号）に必要事項を記載して、美咲町役場まちづくり課、または各総合支所住民福祉課へ提出してください。
- (2) 審査の結果、適当と認めた場合、決定通知書を交付します。

4. 契約及び分譲代金の支払い方法

- (1) 決定通知書交付後1ヶ月以内に契約を完了してください。
- (2) 契約者及び登記名義人は、申込者と同一とします。
- (3) 契約書は2通作成し、町及び申込者が各自1通保有することとなりますが、契約書提出時に収入印紙を貼付してください。（1通のみ）
- (4) 分譲代金の支払いについては、契約締結時に契約保証金として、分譲代金の20%を納入することとし、残金については、契約完了後6ヶ月以内に全額納入するものとします。

5. 所有権移転登記

- (1) 分譲代金完納後に美咲町が囑託により所有権移転登記を行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、申込者の負担とします。

6. 土地の引き渡し

- (1) 所有権移転登記完了後に土地の引き渡しを行います。
- (2) 譲渡する土地については、現状のまま引き渡すものとします。なお、宅地は切土盛土による仕上げとなります。

7. 公租公課

譲渡する宅地についての公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、土地引き渡し以後は、譲受人の負担とします。

8. その他

- (1) 公共下水道・農業集落排水への接続は、別途 330,000 円の加入負担金が必要になります。使用にあたっては、美咲町役場の上下水道担当課までお申し込みください。
- (2) 給水施設の設置については、宅地内の水道メーターボックスまで配管されていますが、使用にあたっては、別途加入負担金が必要になります。申し込みは、美咲町役場上下水道担当課までお申し込みください。負担金額は、口径が 13mm のメーターを設置する場合、129,600 円、20mm のメーターを設置する場合は、194,400 円です。
- (3) 美咲町のCATV「みさきネット」に接続するためには、光ファイバーケーブルへの接続が必要です。加入負担金は、30,850 円になります。お申し込みは、美咲町役場の情報交通課までお申し込みください。なお、使用の状況に応じて使用料が必要になります。

お問い合わせ

〒709-3717

岡山県久米郡美咲町原田 1735 番地

美咲町役場 まちづくり課

TEL 0868-66-1191

FAX 0868-66-2038

Mail seisaku@town.okayama-misaki.lg.jp